

販路拡大をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成25年度補正予算事業

小規模事業者持続化補助金

- **経営計画に基づいて実施する販路拡大等の取**
り組みに対し**50万円**を上限に補助金(補助
率:2/3)が出ます
・雇用の増加を伴う取り組みについては100万円が上限になります
- 計画の作成や販路拡大の実施の際、**福江商工**
会議所の指導・助言を受けられます

《対象となる取り組みの例》

① 広告宣伝

・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

② 集客力を高めるための店舗改装

・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

③ 商談会・展示会への出展

・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

④ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

お問い合わせ先

福江商工会議所 中小企業相談所 担当 久保、白石、野口

電話:0959-72-3108 FAX:0959-74-1588

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(事業計画書提出先)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8

営業時間 9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日除く)

URL: <http://www.jizokukahojokin.info>

【概要】

※詳細は公募要領等でご確認ください。

◆補助対象者

小規模事業者〔商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用〕

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業

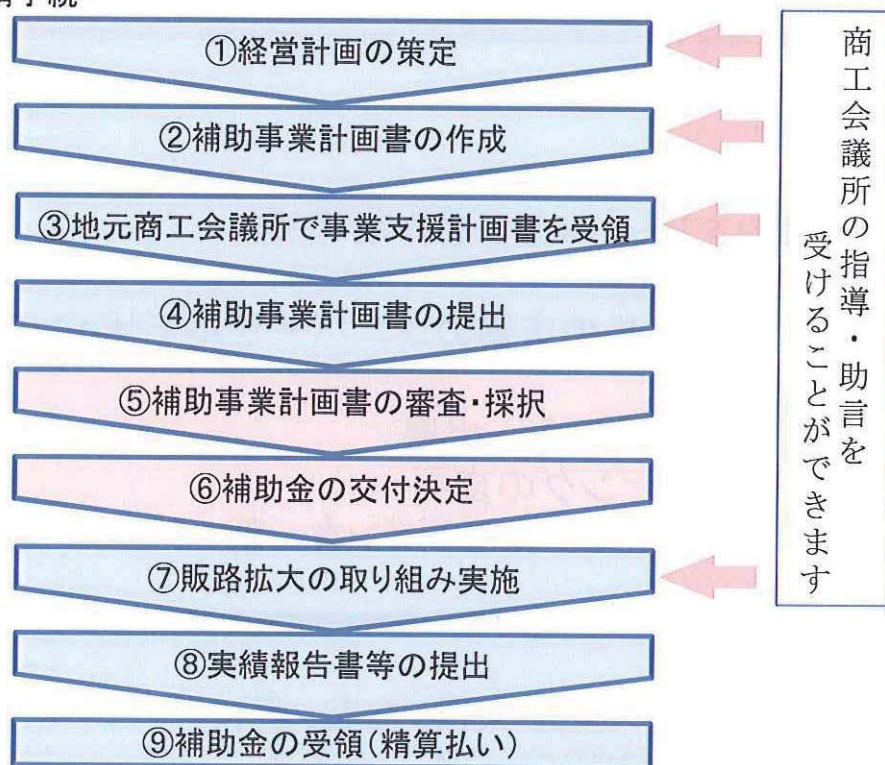
◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限50万円（雇用の増加を伴う取り組みは上限100万円）

◆申請手続



◆手続きの期限等

	第一次公募		第二次公募
	第一次受付	第二次受付	
申請受付開始	2月27日（木）	2月27日（木）	7月上旬
申請締切	3月28日（金）	5月27日（火）	9月上旬
採択結果公表	4月下旬	6月下旬	9月下旬
実施	交付決定から平成27年1月31日の間に実施		
実績報告	補助事業終了後30日を経過する日または平成27年2月10日のいずれか早い日までに報告		